

一般運転者	<p>ア 月曜日から木曜日までの午前9時から午前9時30分まで及び午後1時10分から午後1時40分まで</p> <p>イ 日曜日の午前9時から午前9時40分まで及び午後1時30分から午後2時まで</p> <p>ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで</p>
免許を受けている期間が5年未満で免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前を起算日とする過去5年間に無事故無違反の者又は軽微な違反行為を1回の者（以下「初回更新者」という。）	<p>ア 月曜日から木曜日までの午前9時から午前9時30分まで及び午後1時10分から午後1時40分まで</p> <p>イ 日曜日の午前9時から午前9時40分まで及び午後1時30分から午後2時まで</p> <p>ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで</p>
違反運転者（初回更新者を除く。）	<p>ア 月曜日から木曜日までの午前9時から午前9時30分まで及び午後1時10分から午後1時40分まで</p> <p>イ 日曜日の午前9時から午前9時40分まで及び午後1時30分から午後2時まで</p> <p>ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後</p>

		1時40分まで
	高齢運転者	ア 月曜日から木曜日までの午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで イ 日曜日の午前8時30分から午前9時40分まで及び午後1時から午後2時まで ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで
高岡運転免許更新センター	優良運転者	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時30分まで
	高齢運転者	月曜日から金曜日までの午前10時30分から午前11時まで及び午後2時から午後2時30分まで
	一般運転者	月曜日から金曜日までの午前10時から午前10時30分まで及び午後2時30分から午後3時まで
第27条第2項で公安委員会が指定する警察署	高齢運転者	月曜日から金曜日までの午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで

第29条中「昭和39年富山県条例第20号」を「平成12年富山県条例第10号」に改める。

第40条中「運転免許証等記載事項変更届（様式第24号又は様式第24号の2）」を「記載事項変更届（様式第24号）」に改める。

第41条第2項中「前項の申請書のほか、運転免許証再交付手数料納付書（様式第24号の4）」を「前項の申請書裏面」に改める。

第44条第2項中「令第37条の7第2項第1号」を「令第37条の7第1号」に改める。

第44条の4第1項及び同条第2項中「運転経歴証明書交付（再交付）申請書」を

「運転経歴証明書（交付・再交付）申請書」に改め、同条第3項中「運転経歴証明書交付（再交付）申請書」を「運転経歴証明書（交付・再交付）申請書裏面」に改め、同条第4項中「運転免許証等記載事項変更届（様式第24号又は様式第24号の2）」を「記載事項変更届（様式第24号）」に改める。

第44条の5第1項を次のように改める。

（安全運転相談の受理）

第44条の5 公安委員会は、病気、身体の障害等を有する者の免許の取得、高齢者その他の者で免許を有する者の運転の継続、免許証の返納等に関し、免許を取得しようとする者、免許を保有する者又はその家族等の関係者（以下「相談者」という。）からの相談に対応するため、安全運転相談を行うものとする。

第44条の5第2項中「障害者等」を「相談者」に改める。

第49条第4項中「法第90条第8項及び第103条第8項（法第107条の5第2項において準用する場合を含む。）」を「法第90条第12項及び第103条第10項（法第107条の5第3項において準用する場合を含む。）」に改める。

第55条第3項中「初心運転者講習終了証書」を「初心運転者講習終了証明書」に改める。

第56条第1項中「法第101条第1項、法第101条の2第2項及び」を「法第101条第5項、法第101条の2第3項又は」に、「についての」を「について」に改める。

第56条の3第1項中「介護保険法」を「介護保険法（平成9年法律第123号）」に改める。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号 (第40条、第44条の4関係)

記載事項変更届

富山県公安委員会 殿

※太線の枠内に記入してください。

フリガナ			届出日
氏名			年 月 日
届出者 (代理人申請の場合)	続柄	電話番号	

記載事項変更	フリガナ			新生年月日
	新氏名			年 月 日
	新本籍 (国籍)			
	新住所			
確認書類 住民票・郵便物・保険証・マイナンバーカード・その他()				

受理場所		
処理欄		
IC未済	窓口担当	最終確認

※IC未済の場合、「IC未済」を○で囲む

様式第24号の2を次のように改める。

様式第24号の2 削除

様式第24号の3を次のように改める。

様式第24号の4を削る。

様式第25号を次のように改める。

様式第25号 (第43条関係)

運転免許証更新申請書
(兼講習受講申込書)

富山県公安委員会 殿

番号



資料区分	更新 36	特例等 32	同時 59	申請日	年 月 日
------	----------	-----------	----------	-----	-------

フリガナ 氏名	電話番号
------------	------

暗証番号① (数字を記入)	暗証番号② (数字を記入)	暗証番号③ (数字を記入)
------------------	------------------	------------------

※暗証番号は免許証を保護するものです。

※太線の枠内に記入してください。

確認書類

住民票・住民票添付・郵便物・保険証・マイナンバーカード・その他

記載事項変更 同時申請	フリガナ	新生年月日	受理場所
	新氏名	年 月 日	
	新本籍		
	新住所		

視力				検査印	条件
裸眼	左	右	両		
眼鏡	左	右	両		
視野・深視力	適・否	聴力	適・否		

処理欄

IC未済	窓口担当	最終確認
------	------	------

再区分	失区分
-----	-----



(裏面)

質 問 票

次の事項について、該当するに✓印を付けて回答してください。

1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 はい いいえ

2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 はい いいえ

3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 はい いいえ

4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 はい いいえ
・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 はい いいえ

富山県公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

氏 名

(注意事項)

1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取消しされ若しくは停止されることはありません。

(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)

2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

3 提出しない場合は手続きができません。

様式第25号の3を次のように改める。

様式第25号の3 (第43条の2関係)

運転免許証更新申請書 (経由地)	
年 月 日	
公安委員会 殿	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	

(運転免許証の写し)

--

住所地の県の手数料

(係員にお渡し下さい。)

暗証番号① (数字を記入)					暗証番号② (数字を記入)					暗証番号③ (数字を記入)				
------------------	--	--	--	--	------------------	--	--	--	--	------------------	--	--	--	--

郵送希望 有 ・ 無

様式第25号の5を次のように改める。

様式第25号の5 (第43条の2関係)

経由更新・更新時講習受講手数料納付書

年 月 日

フリ が な	
氏 名	

経由手数料欄	
--------	--

更新時講習 受講手数料欄	
-----------------	--

※ 高齢者講習を受講済の方は、受講手数料不要です。

処理欄

様式第26号の6を次のように改める。

様式第26号の6 (第44条関係)

りん じ てき せい けん さ つう ち しょ
臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

富山県公安委員会 印

あなたは、^{にんち きのうけんさとう けっか}認知機能検査等の結果、「^{にんちしょう}認知症のおそれがある」との^{はんてい}判定を受けたことから、^{どうろこうつうほうだい じょうだい こう きてい}道路交通法第102条第1項の規定による^{りんじてきせいけんさ にんちしょう}臨時適性検査（^{にんちしょう}認知症の^{せんもんい しんだん う}専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、^{つうち}通知します。

この^{つうち う}通知を受け、^{え りゆう}やむを得ない理由なく^{りんじてきせいけんさ う}臨時適性検査を受けない場合は、

^{うんてんめんきょ}運転免許の

^{しょぶん う}処分を受けることになりますので、^{ごちゅうい}御注意ください。

^{てきせいけんさ おこな} 適性検査を行う ^{りゆう にんち} 理由となった認知 ^{きのうけんさとう けっか} 機能検査等の結果	
^{てきせいけんさ きじつ} 適性検査の期日	
^{てきせいけんさ ばしょ} 適性検査の場所	
^{び こう} 備 考	

※ ^{どうろこうつうほうだい じょうだい こう きてい}道路交通法第102条第4項の規定による^{てきせいけんさ かか つうち う かた にんちしょう けんさ}適性検査に係る通知を受けた方が、^{にんちしょう けんさ}認知症の検査及び^{およ しんだん けっか きさい}診断の結果が記載された^{せんもんい また しゅじ い}専門医又は主治医（^いかかりつけ医）の^{しんだんしょ ていしゅつ ばあい}診断書を提出した場合には、^{りんじ てきせいけんさ にんちしょう せんもんい しんだん う ひつよう}臨時適性検査（^{にんちしょう}認知症の^{せんもんい}専門医による診断）を受ける必要はありません。

※ ^{しんだんしょ ていしゅつ ばあい}診断書を提出する場合は、^{とやまけんけいさつほんぶ うんてんめんきょ}富山県警察本部^{ていしゅつ}運転免許センターに提出してください。

※ この通知について、^{ふめい てん ばあい}不明な点がある場合には、^{とやまけんけいさつほんぶ うんてんめんきょ}富山県警察本部^{ていしゅつ}運転免許センターまでお問い合わせください。

住所
電話

様式第26号の8を次のように改める。

様式第26号の8 (第44条関係)

年 月 日

適性検査受検命令書

住所

富山県公安委員会

道路交通法第 条第 項の規定により、下記の通り適性検査の受検を命じます

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、

運転免許の の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備考	

様式第26号の19を次のように改める。

様式第26号の19 (第44条の3関係)

富山県公安委員会 殿

運転免許取消申請書

資料区分	全部	更新同時	経歴	申請日	年 月 日
	94	39-58	36-B9		

フリガナ	電話番号
氏名	

(免許証のコピー)

写真
貼付欄

※太線の枠内に記入してください。

【 返納される方 】

<input type="checkbox"/> 運転免許証を返納します。	理由	<input type="checkbox"/> 運転しない <input type="checkbox"/> 身体機能低下 <input type="checkbox"/> 家族のすすめ <input type="checkbox"/> その他()	運転経歴証明書	<input type="checkbox"/> 申請する <input type="checkbox"/> 不要
---------------------------------------	----	---	---------	---

取り消す免許	大	中	準	普	大	大	普	小	原	大	中	普	大	けん	けん	<input type="checkbox"/> せん孔交付 <input type="checkbox"/> 亡失 処理欄
	型	型	中	通	特	自	自	特	付	二	二	通	二	引	引	
	11	18	19	12	13	21	22	15	16	31	38	32	33	17	34	
受けたい免許	大	中	準	普	大		普	小	原		中	普		けん		
	型	型	中	通	特		自	特	付		型	通		引		
	11	18	19	12	13		22	15	16		38	32		17		

摘要	<input type="checkbox"/> 代理申請	<input type="checkbox"/> 住所など変更あり	備考	受 理	
----	-------------------------------	-----------------------------------	----	-----	--

所属		
担当		
点検		最終

(裏面)

【住所などに変更がある方】

変更内容	
新住所	
その他	
本人確認書類 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 郵便物 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他()	

富山県公安委員会 殿		運転経歴証明書交付申請書	
手数料		手数料	
手数料		申請日	年 月 日
		番号	
		郵送	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

【運転免許証を亡失されている方】

運転免許証亡失状況申立書		
私は、下記の状況により、運転免許証を亡失しました。		
<input type="checkbox"/> なくした <input type="checkbox"/> 盗難にあった <input type="checkbox"/> その他()		
いつどこで	日付	年 月 日 (~ 年 月 日の間)
	場所	(~ の間)
<small>※まったくわからない場合は「不明」</small>		
本人確認書類 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()		

様式第26号の20を次のように改める。

様式第26号の20 (第44条の4関係)

運転経歴証明書(交付・再交付)申請書

富山県公安委員会 殿

資料区分	36-B9	申請日	年 月 日
フリガナ			電話番号
氏名			
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日	

「
」
写真
貼付欄
」

※太線の枠内に記入してください。

記載事項変更	フリガナ								
	氏名								
	住所								
	生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日	性別	男
		2	3	4				1	2
確認書類	住民票・郵便物・保険証・マイナンバーカード・その他()								
備考									

受理場所			

再交付理由	亡失	盗難	焼失
	1	2	3
	滅失	汚損	破損
	4	5	6
	記変	写真	その他
	7	8	9

処理欄	

登録番号

登録日	年 月 日
-----	-------

窓口担当者	最終確認

(裏面)

運 転 経 歴 証 明 書 亡 失 等 て ん 末 書			
期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 までの間		
場 所 (区 間)			
状 況	<input type="checkbox"/> 上記場所で落としたと思われる。 <input type="checkbox"/> 上記場所を探したが見当たらない。 <input type="checkbox"/> 盗難にあった。 <input type="checkbox"/> 上記以外		
届 出	有・無 年 月 日	届出先	
<p>再交付の理由については、上記記載の事実間違いありません。なお、私は、運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは知っておりますので、これに違反しないことを誓います。</p>			

様式第26号の21を次のように改める。

様式第26号の21（第44条の5関係）

安全運転相談申出書			
		年 月 日	
富山県公安委員会 殿		氏名	
申 出 者 記 入 欄	住 所	(〒)	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	電話番号	自宅 携帯	
	該当するものに○を付けてください。		
	相談目的	受験（失効を含む）・更新 ・ 入校（ 自校）・その他（ ）	
	相談理由	1	過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
		2	過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
		3	過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
		4	過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体内でアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言をうけているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
5		病気を理由として、医師から、運転免許の取得または運転を控えるよう助言を受けている	
6		その他（ ）	
申出方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> その他（ ） 受理時間 時 分		
申出内容	[]		
指 示 事 項 等			
一定の病気に該当するか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
ESSテスト (3番該当者対象)	<input type="checkbox"/> 実施した（ 点） <input type="checkbox"/> 実施していない		
診断書提出の指示	<input type="checkbox"/> 指示した <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 指示しなかった（ ）		
過去の安全運転相談の 取扱いの有無	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無		
本人確認資料	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
備 考			
対 応	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 継続（ 月 日来庁予定） <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※太枠内は自書（自書できない場合は代書可）

様式第37号中「初心運転者講習終了証書」を「初心運転者講習終了証明書」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月24日から施行する。
